第7号の2様式

　標識(原則として木板とする。)

|  |  |
| --- | --- |
| 建築基準法による命令の公示工作物の所在地工作物の名称命令を受けた者の氏名及び住所　この工作物は、建築基準法令の規定又は建築基準法の規定による許可に付した条件に違反しているので、同法第9条の規定により　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を命じたものである。　　　　　　　年　　月　　日墨田区長　　　　　　　　　　(注意)1　この標識は、建築基準法第9条第13項の規定により設置したものである。2　この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられることがある。 | 60センチメートル |
| 45センチメートル | 　 |